

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学教授会規則（平成16年4月1日制定）に基づき、群馬大学大学院情報学研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会は、情報学研究科（以下「本研究科」という。）の主担当を命ぜられた教授（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 教授会が必要と認めたときは、情報学研究科の主担当を命ぜられた准教授及び講師並びに情報学研究科における学位論文の作成等に対する指導を担当する教授または准教授を構成員に加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、群馬大学教授会規則第3条第1項の規定に基づき、次の事項について審議する。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項
- (4) 群馬大学学則第50条第3号に規定する除籍に関する事項
- (5) 博士後期課程への進学に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第3条第2項の規定に基づく教育研究に関する事項を審議する。

(議 長)

第4条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 教授会は、構成員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

2 前項の規定にかかわらず、構成員は、議長に委任状（別紙様式）を提出することにより、議事を一任することができるものとし、これをもって出席とみなす。

(議決の方法)

第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号、第2号及び第3号の議事は、出席した構成員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第7条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 教授会の事務は、情報学部事務部において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙様式)

委 任 状

令和 年 月 日

群馬大学情報学研究科教授会 議長 殿

職名

氏名

私は、令和 年 月 日開催の群馬大学情報学研究科教授会を欠席したいので、議長に議決を委任します。